



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*10 政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
(総務学事課)..... 1

○ 告示

- 244 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 2
- 245 " (")..... 2
- 246 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 2
- 247 " (")..... 3
- 248 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 3
- 249 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (")..... 3
- 250 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")..... 3
- 251 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 4
- 252 大規模小売店舗の新設の届出 (")..... 5
- 253 和歌山県ニホンジカ保護管理計画の変更 (果樹園芸課)..... 6
- 254 保安林の指定 (森林整備課)..... 6
- 255 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき撤去したプレジャーボート等の保管 (港湾空港振興課)..... 6

○ 人事委員会告示

3 平成23年度和歌山県警察官A採用試験の実施 7

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 11

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 11

規 則

和歌山県規則第10号

政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための和歌山県知事の資産等の公開に関する規則 (平成7年和歌山県規則第102号) の一部を次のように改正する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別記第3号様式中

先物取引の事業・雑所得

を

先物取引の事業・譲渡・雑所得

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日医 41-47	上平医院	日高郡印南町印南2245-1	平成 22.12.21
田医 82-61	坂田整形外科医院	田辺市上の山1丁目13番22号	平成 22.12.29

和歌山県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西薬 22-19	はあと薬局	日高郡みなべ町東本庄579-2	平成 22.12.31
日薬 14-17	南部川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155-4	平成 22.12.31
新薬 3-7	新宮薬局	新宮市新宮7684番地	平成 22.12.31
有市薬 19-14	サハラ薬局	有田市箕島93-4	平成 23.1.11

和歌山県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日医 95-22	上平医院	日高郡印南町印南2245-1	平成 22.12.21
西医 151-22	みなべメンタルクリニック	日高郡みなべ町埴田1574-19	平成 23.2.1

田齒 57-22	竹原齒科医院	田辺市東山1丁目18番10号	平成 23. 2. 8
-------------	--------	----------------	----------------

和歌山県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 25-22	はあと薬局	日高郡みなべ町東本庄579-2	平成 23. 1. 1
西薬 26-22	みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155-4	平成 23. 1. 1
西薬 27-22	サンライトげんき薬局上富田店	西牟婁郡上富田町朝来1406-1	平成 23. 2. 1
有市薬 27-22	サハラ薬局	有田市箕島93-4	平成 23. 1. 12

和歌山県告示第248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3010100 588	君里苑	和歌山市木ノ本183 7番地の1	旧身体障害者療護 施設	社会福祉法人順 風会	和歌山市木ノ本183 7番地の1	平成 23. 2. 28

和歌山県告示第249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

施 設 番 号	施 設 の 名 称	施設の所在地	施設障害福 祉サービスの 種 類	利用 定員	主たる対 象とする 障害種別	設置者の 名 称	設置者の主 たる事務所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3010100 588	君里苑	和歌山市木ノ 本1837番地の 1	生活介護	28人	身体障害 者	社会福祉法 人順風会	和歌山市木ノ 本1837番地の 1	平成 23. 3. 1	平成 29. 2. 28
			施設入所支 援	20人					

和歌山県告示第250号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院

医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人久和会 奥村レディース クリニック	橋本市東家4-17-13	加納和	平成 23. 3. 1

2 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
西山薬局	橋本市高野口町大野237-5	西山加津	平成 23. 3. 1
サンライトげんき薬局上富田店	西牟婁郡上富田町朝来1406-1	今泉源太	平成 23. 3. 1

和歌山県告示第251号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新宮ショッピングセンター

新宮市橋本二丁目3971-1 外11

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)イオン株式会社 代表取締役 岡田元也

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

その他 24店舗(縦覧図書のとおり)

(変更後)イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

その他 13店舗(縦覧図書のとおり)

4 変更年月日

平成22年9月27日

5 変更した理由

小売業者の名称並びに代表者、住所変更及び小売業者の入退店のため。

6 届出年月日

平成23年2月16日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

新宮市経済観光部商工観光課 (新宮市春日1番1号)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘2-4-8)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年3月11日から同年7月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第252号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーエバグリーン直川店

和歌山市直川274番1 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年10月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,736㎡

6 駐車場の収容台数

116台

7 駐輪場の収容台数

60台

8 荷さばき施設の面積

121㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

18㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午前零時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前零時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成23年2月18日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年3月11日から同年7月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第253号

和歌山県ニホンジカ保護管理計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字芦谷口1773の163（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第255号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号。以下「条

例」という。)第16条第1項の規定により撤去したプレジャーボート等について、同条第2項の規定により保管したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該プレジャーボート等の保管その他の措置に要した費用については、条例第16条第7項の規定により、当該プレジャーボート等の返還を受けるべき所有者、占有権又は使用权を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保管したプレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	和船	FRP	380×125×50	白色	船体に「252-4156」の表示あり、船台あり
2	和船	FRP	450×140×80	白色に青色ライン	船台あり
3	和船	FRP	500×120×130	白色	船体に「252-22835」の表示あり、船台あり

2 保管したプレジャーボート等の放置されていた場所及び当該プレジャーボート等を撤去した日時

場所 和歌山市本脇地先の重点調整区域内

日時 平成23年2月25日午後1時00分から午後4時00分まで

3 保管したプレジャーボート等の保管を始めた日時及び保管場所

日時 平成23年2月25日午後4時00分から

場所 和歌山市雑賀崎2007番地5

4 保管したプレジャーボート等を返還する場合の手続

和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号073-431-7266）

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

平成23年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成23年3月11日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

平成23年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	44人程度	原則として、平成24年4月以降であるが、既卒者については、平成23年9月に採用される場合がある。
	武道(柔道)	2人程度	
	武道(剣道)	1人程度	
警察官A女性	一般	4人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学 歴 ・ 資 格 等	年齢及び性別
警察官A男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成24年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成24年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	
警察官A女性	男性一般と同じ。	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成24年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成23年5月8日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成23年5月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成23年6月上旬	和歌山市	平成23年6月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成23年7月中旬	和歌山市	平成23年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※印の論文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成22年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1, 200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他 (色覚を含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター交通企画課

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申請書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書及び受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年4月4日（月）から受付を開始し、平成23年4月15日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年4月1日（金）午前10時から平成23年4月8日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成24年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成24年4月以降になる予定であるが、既卒者については、平成23年9月に採用される場合がある。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、おおむね197,200円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

県議会に関する事項

和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月11日

和歌山県議会議長 谷 洋 一

和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年12月21日制定）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

先物取引の事業・雑所得		
-------------	--	--

を

先物取引の事業・譲渡・雑所得

--	--	--

に改める。

附 則

この規程は、平成23年3月11日から施行する。